

介護サービス関係Q & A集 正誤表2

「介護サービス関係Q & A集」につきまして、下記のとおり誤りがありました。

申し訳ございませんが、修正後のファイルを添付いたしますので、差替えの上、ご活用いただきますようお願いいたします。

	該当番号 (Q & A集左端の番号)	修正項目	誤	正
1	No.103	回答	現行、福祉の措置又は病院若しくは診療所に入院中	現行、福祉の措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早くなったこと（以下「福祉の措置等」という。）によりやむを得ず特別養護老人ホームの入所定員を超えることとなった場合には、当該入所定員の5 / 100（当該定員が40名を超える場合は2名）を限度として、介護報酬の減算を適用しないこととしているところである。 今般の特例入所についても、当該入所定員の5 / 100を限度として、介護報酬の減算を適用しないこととするが、これは、福祉の措置等による定員超過の場合とは別個の新たな特例措置であることから、福祉の措置等による入所定員超過と特例入所による入所定員超過を合算して、特別養護老人ホームの入所定員の10 / 100の範囲内におさまっていればよいという取扱いではなく、それぞれの限度を遵守することとなる。 事例は以下のとおり。

				(例) 特別養護老人ホームの入所定員 100 人の場合 福祉の措置等の入所者の上限：2 人 特例入所者の上限：5 人 $(= 100 \times 5 / 100)$ となる。 したがって、福祉の措置等の入所者が 3 人、特例入所者が 4 人という場合は、当該介護老人福祉施設入所者の介護福祉施設サービス費全体が 70 / 100 減算される。
2	No.244			削除 既に廃止されている取扱いのため。
3	No.406 ~ No.408			削除 既に廃止されている取扱いのため。
4	No.1195	回答	痴呆対応型共同生活介護の報酬には、いわゆる「ホテルコスト」は含まれていない(利用者の自宅扱いである)ため、一般に借家の賃貸契約として必要となる費用は利用者の負担とすることができる。したがって、家賃のほか、敷金・礼金、共益費といった名目のものも含まれる。なお、これらの費用については、痴呆対応型共同生活介護のサービスとして提供されるものにかかる費用ではないことから、「その他の日常生活費」とは区分されるべきものではあるが、こうした費用についても、利用料等の受領と同様、予め利用者又はその家族に対し、当該費用に	1 基準上、各ユニットごとに夜勤職員を配置することとなるが、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他のユニット(1ユニットに限る)の職務に従事することができることとしているため、3 ユニットの事業所であれば、最低2名の夜勤職員が必要となる。 2 なお、事業所の判断により、人員の配置基準を満たす2名の夜勤職員を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合については、宿直体制で配置することも可能である。

5			Q & A 集への掲載漏れ（下記のQ & A） 13.8.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.116 ○ 質問：月の途中で変更認定等が行われた場合は新たな要介護認定期間に切り替わる事となる。この場合に、サービス利用票別表における「要介護認定期間中の短期入所利用日数の確認」欄はどのように記載するのか。 ○ 質問：変更認定等により、当初設定されていた要介護認定期間の終了日より前に次の認定有効期間に切り替わった場合、短期入所の利用を前倒しで行っていると、結果として変更認定前の短期入所利用日数が要介護認定期間の半分以上を超えてしまう可能性がある。この場合どのように扱うか。 ○ 質問：連続30日を超えて短期入所を行った実績がある場合、30日を超える利用日を短期入所の利用日数として通算し、要介護認定期間の半数との比較に含めるか。 ○ 質問：区分限度を超えて短期入所を行った実績がある場合、短期入所の利用日数として通算し、要介護認定期間の半数との比較に含めるか。 ○ 質問：区分支給限度基準額を超えて短期入所療養介護を利用している月において、緊急時施設療養費、特定診療費がある場合、どこ	Q & A 集のNo.1204～No.1209に追加しました。
---	--	--	---	--

			までを支給限度基準内とみなして請求可能か。 ○ 質問：短期入所について区分限度を超えて全額利用者負担がある月から、翌月まで入所を継続して連続利用が30日を超えた場合は継続して入所していたものとみなされるか。	
--	--	--	---	--